

よくある質問

【申請・手続き】

- Q1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム(販売はしない)や行事の告知用チラシ等にロゴマークを使いたいのですが、申込は必要ですか。
- A1 申込が必要です。
- Q2 個人が使用する場合でも申込みは必要ですか。
- A2 個人のSNS、HP、ブログやロゴマークを使用した制作物を個人利用の範囲で使用する場合は原則、申込みは不要です。制作物の場合、店頭等の不特定多数の目に触れる場合は申込みが必要になります。
いずれの場合も、ガイドラインを参照の上、ロゴマークをご利用ください。
- Q3 使用申込書に添付する企画書(レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの)はどのようなものを提出すれば良いのでしょうか。
- A3 様式は任意ですが、審査を円滑に行うため、5W1H(だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように)を明確にさせていただくとともに、使用しようとしているもの(チラシ等の広報物、WEBページ、販売物等)にロゴマークを入れた図を提出してください。
- Q4 ロゴマークを使用したグッズ(販売物)を令和4年3月31日までに使用許諾を受けた場合、令和5年3月31日までは無料で販売できると思いますが、在庫が残ってしまった場合、販売することはできないのでしょうか。
- A4 販売することは可能です。ただし、「スポーツ応援ロゴマーク使用取扱要領」(令和4年8月3日施行)の規定に従い、生涯スポーツ振興課への申請が必要になります。
- Q5 メールやFAXでの手続きは可能ですか？
- A5 メールでのお申込みができます。また、デザインや手続等の事前相談もメールで可能です。ただし、7.2MB以上の添付ファイルは受信することができません。お手数ですが、何通かに分けて送信いただくか、担当までご相談ください。デザイン案の色を確認するため、ファックスでのお申込みはできません。
- Q6 県外に所在地をもつ、個人・事業者・団体でも申込みことはできますか。
- A6 県外の方でも申込やロゴマークの使用が可能です。
- Q7 スポーツ振興を応援趣旨について、どのように確認するのですか。
- A7 スポーツ振興を応援する趣旨の文言をロゴマークに付記いただくことが必要です。商品販売の場合には、スポーツ振興を応援するための取組を使用申込書に記載いただき、その内容をもって確認をさせていただきます。詳細は、スポーツ応援ロゴマークガイドラインをご確認ください。

【デザイン】

Q1 「燃え上がれ！盛り上がれ！！CHIBAスポーツ応援団」の文言を使用せずに、両手に扇子を持ったチーバくんだけを使用することはできますか。

また、文言を違う言葉に置き換えることはできますか。

A1 必ず所定の文言と共に使用してください。文言はデザインの一部となっているため、違う言葉に置き換えることはできません。

Q2 ロゴマークに吹き出しをつけて、セリフをつけることは可能ですか。

A2 使用する商品や企業等のPRになるようなセリフは不可ですが、スポーツ応援に資するものであれば当然可能です。具体的には申込みの際の審査で判断させていただきます。

Q3 チーバくんが持っている旗の文言や色を変えることはできますか。

A3 文言や色を変更することはできません。

Q4 ロゴマーク以外のチーバくんデザインを併記する場合、どのように申込み手続きを行えばいいですか。

A4 その場合は、別途、総合企画部報道広報課に手続きをお願いします。

【その他】

Q1 解像度の高い「スポーツ応援ロゴマーク」のデザインデータはどこで手に入れることができますか。

A1 申込を行って許諾がおりた後、データ(イラストレーター形式、JPEG形式)をお送りしています。